

教育基本法改正法案の廃案を求める緊急賛同署名

今国会に提出されている「教育基本法案」（以下、法案）は、現行教育基本法（以下、現行法）を実質的に廃棄し、新たな基本法制定を企図するものであり、極めて重大な問題をはらんでいます。

現行法は、戦前の教育勅語体制＝教育と人格の国家統制の否定のうえに、憲法が保障する「個人の尊厳」を基盤にして、教育が「不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接責任を負って」（現行法第10条）自主的に行わなければならないことを宣言し、教育行政に対してはその任務を「諸条件の整備確立」（同2項）に規制しています。しかし法案は、現行法第10条の「不当な支配に服することなく」の直後を、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」（法案第16条）と置き換えて、法律にさえ基づけば教育への国家介入が不当な支配に当たらないとする重大な意味転換を行っています。同時に教育が国民全体に直接の責任を負って行われるとする現行法の理念を抹消し、さらに条件整備に限定されていた行政の義務を「教育の振興」のための「総合的」な施策策定に押し広げています。また、「教員」の条項から「全体の奉仕者」とする規定を削除し、教員を国家による教育の忠実な遂行者へと「養成」することを露骨に表現しています（法案第9条）。これらにより法案は、教育は憲法に則り国民全体に直接の責任を負って自主的に行われるものとした現行法の理念を完全に否定して、国家による教育の権力的統制を可能とするものへと根本的に転換しています。まさしく「教育」をめぐる「国民」と「国家」との関係性を180度転換するものです。

こうした転換を企図するねらいは、法案に明白に現れています。

その第1のねらいは、国家が法定した教育内容を国民に強制することを可能にすることにあります。

法案第2条に「教育の目標」を新設し、「愛国心」に代表される極めて徳目主義的な「目標」を列挙しています。さらに、法案第6条（学校教育）に第2項を新設し、私立学校も含むすべての公教育に対して「教育の目標」を達成するために「体系的」「組織的」に教育を行うよう義務付けています。また、国家が教育目標を強制し、教育内容に介入する思想は、家庭教育、社会教育、地域連携の各条項にも貫かれています。

憲法13条「個人の尊重」および憲法19条「思想及び良心の自由」は、個人の内心を国が立ち入ってはならない領域としているのであり、法案は、憲法に明記されたこの基本原理を侵す憲法違反の法案です。国家がすべての教育目標を独占し、その強制を正当化せんとする法案は、まさに戦前回帰であり、民主主義とはまったく相容れないものです。

第2のねらいは、こうした国家主義的転換を基礎にして、教育の新自由主義的な「改革」を全面的に推進する条件を整えることです。

法案は、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施」（法案第16条2項）するとし、「教育水準の維持向上」という名目の下、国に対して教育内容を含む「総合的」な施策を実施する権限を無限定に付与しています。また「教育振興基本計画」条項が新設され（同第17条）、「教育の振興」に関する計画を立案し「国会に報告する」のみで実施できる権限を「政府」に付与し、地方自治体に対してはこの計画を「参酌」することを義務付けています。

近年のいわゆる構造改革は、学校に対しても“計画・実施・評価・評価に応じた財政配分”の手法を押し付け、競争とそれにもとづく格差を前提とする政策を推進してきました。この実態に照らし合わせてみれば、今回の法改正により、内閣府におかれた経済財政諮問会議や規制改革・民間開放推進会議などの経

済至上主義に基づく政策を、「基本計画」を通じてより容易にストレートに教育現場に持ち込むことが可能となります。

また法案第7条には「大学」条項が新設され、「成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことが明示されましたが、政府がこの間、国際的な経済競争に勝ち抜くために大学の教育・研究成果を動員する政策を推進していることにかんがみれば、この規定が企図するところは明白です。さらに付け加えれば、大学に対する財政支援や諸条件整備については一切規定されておらず、世界で最低水準の高等教育予算に起因する教育・研究条件の貧困、異常な高学費といった問題状況はまったく省みられていません。

また、法案が提出される過程においても重大な問題があることを指摘しなければなりません。

まず第1に、教育という重要な国民的課題であるにもかかわらず、法案の立法趣旨・理由について何ら説得的な説明がされていない点です。改正の「理由」に挙げられているのは「諸情勢の変化にかんがみ、時代の要請にこたえる」という抽象論のみであり、どのような社会的事実が現行法とどのように関連し、なにゆえに法改正が必要なのかまったく明らかにされてはいません。与党幹部らが繰り返し喧伝している、さまざまな教育問題・社会問題の原因があたかも教育基本法にあるような主張も、何ら合理的な根拠は示されていません。

第2に、教育基本法が準憲法的な性格を持つ重要なものであるにもかかわらず、国民の眼を避け、与党一部議員が完全密室で政治議論を繰り返し、立案までの議論内容、資料を一切公表しないまま生み出した法案である点です。このような手法で作成された法案を、終了間際の本国会において短期間で成立させようとする手続き自体、議会制民主主義を蹂躪するものであり、到底許されるものではありません。

以上の趣旨に賛同し、私たちは、本国会において法案をその立案過程も含めて徹底的に審議し、その問題性を明らかにした上で、廃案とすることを強く訴えます。

氏 名	所属大学名（または住所）